

23年産の稻わらをこれから集める場合は、 利用前に必ず検査をしましょう

- 昨年3月の原発事故直後に収集された稻わらに高濃度の放射性セシウムが含まれ、これが牛肉へ移行したケースがありました。
- 稻わらを長期間ほ場に置いたあとに収集する場合、放射性セシウムの濃度が上がっていないかを確認する必要があります。
- これから稻わらを集めることは、利用前に放射性セシウムの濃度を農家ごとに必ず検査するようお願いします。

農家ごとの検査が基本ですが、ほ場によって生産条件が大きく異なる場合は、ほ場ごとに分けて検査しなくてはなりません。

不明な場合には、最寄りの〇〇や〇〇にお問い合わせください。



相談窓口	担当係	電話

(説明)

① 飼料の暫定許容値について

- 放射性セシウムに関する食品の基準値が見直される予定です。
- 新基準値案を超えない牛乳や牛肉が生産されるよう、放射性セシウムに関する**飼料の暫定許容値も1kg当たり300ベクレルから100ベクレルに引き下げ**されました。
- 粗飼料の暫定許容値は水分含有量80%が前提ですが、稻わらの水分含量は約12%であり、濃度の換算が必要です。
簡便法による換算式： 現物濃度×0.228 = 80%換算濃度
〔※水分含有量12%の場合の換算式であり、利用する稻わらの水分を確認する必要があります。よくわからない場合は表面の相談窓口にお問い合わせ下さい。〕
- 利用できるかどうかの判断は、換算後の濃度により判断します。

② 土壌改良資材の暫定許容値について

- 土壌改良資材の暫定許容値は、1kg当たり400ベクレル（製品重量）です。
- 利用できるかどうかの判断は、粗飼料とは異なり、水分含有量12%に換算後の濃度により判断します。
〔※検査する稻わらの水分を確認する必要があります。よくわからない場合は表面の相談窓口にお問い合わせ下さい。〕